

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性を強化するために個人通報制度と調査制度を定めたもので、1999年に国連で採択されました。2025年9月現在、条約締約国189カ国中116カ国が選択議定書を批准しています。世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数2025」（同年6月、世界経済フォーラム発表）において、日本は148カ国中118位と世界最低のレベルです。

選択議定書の批准により女性差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することが、日本の現状打開のために急務となっています。早期批准を求める意見書は400地方議会（2025年12月）で採択されています。

女性差別撤廃委員会における日本の条約実施報告の審議では、2003年、2009年、2016年、2024年とも選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するよう繰り返し求められています。

この間の男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府は計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准すべきです。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕 女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

氏 名	住 所 （「」」「同上」は使用しないでください）

日本婦人団体連合会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303
2026年

選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別です。通称使用の拡大では根本的解決になりません。まして、「旧姓の通称使用の法制化」は、選択的夫婦別姓への道を閉ざし、社会に混乱を招くものでしかありません。

民法の婚外子相続差別は廃止されましたが、戸籍法には、出生届に婚姻による子どもかどうかの記載を義務付ける規定が残っており、この規定も廃止すべきです。

女性差別撤廃委員会は2003年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告、その後もこの勧告を実施するよう繰り返し強く求めています。選択的夫婦別姓制度の導入は2024年の報告審議の総括所見で4回目の勧告、3回目となるフォローアップ項目となりました。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を問われているといえます。

1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申してから30年が経過しました。最高裁は2015年および2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしましたが、制度のあり方は国民の判断、国会にゆだねるべきとしました。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々提出されています。

こうした世論と運動の前進を反映して、第217回国会においては、28年ぶりに選択的夫婦別姓制度導入を可能とする民法改正案が審議入りしました。この流れを止めることなく、個人の尊厳の保障のために、選択的夫婦別姓を導入するべきです。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願趣旨〕選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を行うこと

氏名	住所（「」」「同上」は使用しないでください）

日本軍「慰安婦」問題の解決を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

日本軍「慰安婦」問題は、第2次世界大戦時の日本軍による女性の人権侵害として、日本が解決を迫られている問題です。被害者は高齢化し、「生きている間に解決を」という悲痛な訴えは日々切実さを増しています。

日本政府は1993年「河野談話」を発表し、慰安所への日本軍の関与と強制性を認め、謝罪と次世代教育を表明しました。その後政府は「解決済み」として法的責任を拒否してきましたが、国連人権機関やILCから再三「慰安婦」問題の解決を促す勧告を受けています。2024年10月には国連女性差別撤廃委員会から、被害者の救済の権利を認め、すべての被害者への救済と被害回復措置を提供するよう、再度強く勧告されました。「慰安婦」を含む女性たちの生きた歴史的な体験を教科書に適切に反映させることを求めることが勧告されました。

政府は、被害女性が強制的に「慰安婦」にされ重大な人権侵害が行われた事実を認め、「慰安婦問題はなかった」等の発言や報道には明確に反駁することが求められます。そして、公式謝罪、国家賠償などにより、被害者的人権回復を行うこと、教科書への記述を復活して次世代への正しい歴史教育を行う責任があります。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕日本軍「慰安婦」問題の解決を行うこと

氏 名	住 所 (「」「同上」は使用しないでください)

日本婦人団体連合会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303
2026年

所得税法第 56 条の廃止を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第 56 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも満たない額です。戦前の家父長制のなごりである第 56 条により、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面でも不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言いますが、これは税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。しかも、2014 年からすべての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第 57 条による差別は認められません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第 56 条の廃止を求める意見書は、全国 583 自治体（2025 年 10 月）で採択されています。この間の男女共同参画基本計画は「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み」と明記し、「税制等の各種制度の在り方を検討する」としています。世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は 2024 年「女性の経済的自立を促進するため、所得税法第 56 条を改正し、女性の家族企業での就労を認める」ことを日本政府に勧告しました。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕 所得税法第56条を廃止すること

氏 名	住 所 （「〃」「同上」は使用しないでください）